

東京都東京海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第1号	元町漁業協同組合 伊豆大島漁業協同組合	大島町大島地先	大島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合1,500メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 あわび漁業 くぼがい漁業 ばていら漁業 てんぐさ漁業 いわのり漁業 はばのり漁業 とさかのり漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上 同上 同上 4月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 同上 1月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大島町	なし
共第2号	元町漁業協同組合 伊豆大島漁業協同組合	大島町大島地先	大島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合1,500メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	いさき寄網漁業 たかべ刺網漁業 いそ魚底刺網漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大島町	なし
共第3号	利島村漁業協同組合	利島村利島地先	利島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合1,200メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 あわび漁業 くぼがい漁業 ばていら漁業 てんぐさ漁業 いわのり漁業 はばのり漁業 とさかのり漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上 同上 同上 4月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 同上 1月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	利島村	なし
共第4号	利島村漁業協同組合	利島村利島地先	利島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合1,200メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	たかべ建切網漁業 たかべ刺網漁業 いさき寄網漁業 いそ魚底刺網漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上 同上	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	利島村	なし
共第5号	にいじま漁業協同組合	新島村鵜渡根島地先	鵜渡根島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 あわび漁業 くぼがい漁業 ばていら漁業 てんぐさ漁業 いわのり漁業 はばのり漁業 とさかのり漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上 同上 同上 4月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 同上 1月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	新島村	なし
共第6号	にいじま漁業協同組合	新島村鵜渡根島地先	鵜渡根島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	たかべ建切網漁業 たかべ刺網漁業 いさき寄網漁業 いそ魚底刺網漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上 同上	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	新島村	なし
共第7号	にいじま漁業協同組合	新島村新島、式根島及び地内島地先	新島、式根島及び地内島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 あわび漁業 くぼがい漁業 ばていら漁業 てんぐさ漁業 いわのり漁業 はばのり漁業 とさかのり漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上 同上 同上 4月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 同上 1月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	新島村	なし
共第8号	にいじま漁業協同組合	新島村新島、式根島及び地内島地先	新島、式根島及び地内島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	たかべ建切網漁業 たかべ刺網漁業 いさき寄網漁業 いそ魚底刺網漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上 同上	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	新島村	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第9号	神津島漁業協同組合	神津島村神津島及び 砥苗島地先	神津島及び砥苗島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 あわび漁業 くぼがい漁業 ばていら漁業 ひろせがい漁業 てんぐさ漁業 いわのり漁業 はばのり漁業 とさかのり漁業 ひろめ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上 同上 同上 同上 4月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 同上 1月1日から10月31日まで 同上 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	神津島村	なし
共第10号	神津島漁業協同組合	神津島村神津島及び 砥苗島地先	神津島及び砥苗島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	たかべ建切網漁業 たかべ刺網漁業 いそ魚底刺網漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	神津島村	なし
共第11号	神津島漁業協同組合	神津島村恩馳島地先	恩馳島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 あわび漁業 くぼがい漁業 ばていら漁業 ひろせがい漁業 てんぐさ漁業 いわのり漁業 はばのり漁業 とさかのり漁業 ひろめ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上 同上 同上 同上 4月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 同上 1月1日から10月31日まで 同上 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	神津島村	なし
共第12号	神津島漁業協同組合	神津島村恩馳島地先	恩馳島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	たかべ建切網漁業 たかべ刺網漁業 いそ魚底刺網漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	神津島村	なし
共第13号	神津島漁業協同組合 にいじま漁業協同組合	神津島村銭洲地先	銭洲（ネーブルス、ヒラッタイ、内ダルマ及び外ダルマ）周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ漁業 いわのり漁業 はばのり漁業 とさかのり漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 同上 4月1日から10月31日まで 1月1日から翌年4月30日まで 同上 1月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	神津島村及び新島村	なし
共第14号	神津島漁業協同組合	神津島村銭洲地先	銭洲（ネーブルス、ヒラッタイ、内ダルマ及び外ダルマ）周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	たかべ建切網漁業 たかべ刺網漁業 いさき寄網漁業 いそ魚底刺網漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上 同上	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	神津島村	なし
共第15号	三宅島漁業協同組合	三宅村三宅島地先	三宅島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合1,500メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 あわび漁業 くぼがい漁業 ばていら漁業 ひろせがい漁業 てんぐさ漁業 いわのり漁業 はばのり漁業 とさかのり漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上 同上 同上 同上 4月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 同上 1月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三宅島三宅村	なし
共第16号	三宅島漁業協同組合 御蔵島村漁業協同組合	三宅村三宅島地先	三宅島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合1,500メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	たかべ刺網漁業 いそ魚底刺網漁業	1月1日から12月31日まで 同上	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三宅島三宅村及び御蔵島村	なし
共第17号	三宅島漁業協同組合	三宅村大野原島地先	大野原島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合1,500メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 あわび漁業 くぼがい漁業 ばていら漁業 ひろせがい漁業 てんぐさ漁業 いわのり漁業 はばのり漁業 とさかのり漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上 同上 同上 同上 4月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 同上 1月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三宅島三宅村	なし
共第18号	三宅島漁業協同組合 御蔵島村漁業協同組合	三宅村大野原島地先	大野原島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合1,500メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	たかべ刺網漁業 いそ魚底刺網漁業	1月1日から12月31日まで 同上	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三宅島三宅村及び御蔵島村	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第19号	御蔵島村漁業協同組合	御蔵島村御蔵島地先	御蔵島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 くぼがい漁業 ばていら漁業 てんぐさ漁業 いわのり漁業 はばのり漁業 とさかのり漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上 同上 同上 4月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 同上 1月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	御蔵島村	なし
共第20号	三宅島漁業協同組合 御蔵島村漁業協同組合	御蔵島村御蔵島地先	御蔵島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	たかべ刺網漁業 いそ魚底刺網漁業	1月1日から12月31日まで 同上	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	三宅島三宅村及び御蔵島村	なし
共第21号	八丈島漁業協同組合	八丈町八丈島地先	八丈島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合1,200メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 あわび漁業 くぼがい漁業 ばていら漁業 ひろせがい漁業 てんぐさ漁業 いわのり漁業 はばのり漁業 とさかのり漁業 うに漁業 かざいばらのり漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上 同上 同上 同上 同上 4月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 同上 1月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	八丈島八丈町	なし
共第22号	八丈島漁業協同組合	八丈町八丈島地先	八丈島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合1,200メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ魚底刺網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	八丈島八丈町	なし
共第23号	八丈島漁業協同組合	八丈町八丈小島地先	八丈小島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合1,200メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 あわび漁業 くぼがい漁業 ばていら漁業 ひろせがい漁業 てんぐさ漁業 いわのり漁業 はばのり漁業 とさかのり漁業 うに漁業 かざいばらのり漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上 同上 同上 同上 同上 4月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 同上 1月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から7月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	八丈島八丈町	なし
共第24号	八丈島漁業協同組合	八丈町八丈小島地先	八丈小島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合1,200メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ魚底刺網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	八丈島八丈町	なし
共第25号	青ヶ島村漁業協同組合	青ヶ島村青ヶ島地先	青ヶ島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 とこぶし漁業 てんぐさ漁業 いわのり漁業 はばのり漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 同上 4月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 同上 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	青ヶ島村	なし
共第26号	青ヶ島村漁業協同組合	青ヶ島村青ヶ島地先	青ヶ島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	いそ魚底刺網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	青ヶ島村	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第62号	小笠原島漁業協同組合	小笠原村北之島、鷺島及び媒島地先	小笠原村一ノ岩、北之島、中之島、笹魚島、鷺島、針之岩、および媒島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 しゃこがい漁業 すじいがい漁業 くもがい漁業 ほらがい漁業 たけのこがい漁業 たからがい漁業（はちちょうだから、ほしだから及びうみうさぎ） しらひげうに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小笠原村父島	なし
共第63号	小笠原島漁業協同組合	小笠原村北之島、鷺島及び媒島地先	小笠原村一ノ岩、北之島、中之島、笹魚島、鷺島、針之岩、および媒島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	たかべ(うめいろ)寄せ網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小笠原村父島	なし
共第64号	小笠原島漁業協同組合	小笠原村嫁島地先	小笠原村嫁島、前島、及び後島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 しゃこがい漁業 すじいがい漁業 くもがい漁業 ほらがい漁業 たけのこがい漁業 たからがい漁業（はちちょうだから、ほしだから及びうみうさぎ） しらひげうに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小笠原村父島	なし
共第65号	小笠原島漁業協同組合	小笠原村嫁島地先	小笠原村嫁島、前島、及び後島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	たかべ(うめいろ)寄せ網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小笠原村父島	なし
共第66号	小笠原島漁業協同組合	小笠原村弟島、兄島及び父島地先	小笠原村孫島、弟島、兄島、西島、東島、父島及び南島周囲最大高潮時海岸線（以下第五において「陸岸」という。）と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域のうち次に掲げる区域を除いた区域 ア 次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の点を順次結んだ線、(オ)及び(カ)の点を結んだ線並びに陸岸によって囲まれた区域 (ア) ひょうたん島東端 (イ) (ア)の点から百七度（真方位による。以下同じ。）五百メートルの点 (ウ) 猫岩東端から百十七度五百メートルの点 (エ) 猫岩東端 (オ) 猫岩西端 (カ) ひょうたん島西端 イ 次の(ア)及び(イ)の点を結んだ線、(ウ)及び(エ)の点を結んだ線並びに陸岸によって囲まれた区域 (ア) 人丸島東端から二十三度の線と兄島陸岸との交点 (イ) 人丸島東端 (ウ) 人丸島西端 (エ) (ウ)の点から三十五度の線と兄島陸岸との交点 ウ 次の(ア)及び(イ)の点を結んだ線、(ウ)及び(エ)の点を結んだ線、陸岸並びに陸岸から沖合百メートルの線によって囲まれた区域 (ア) 黒岩西端 (イ) (ア)の点から百八十度百メートルの点 (ウ) 兄島瀬戸に面した兄島陸岸の西端から百八十度百メートルの点 (エ) 兄島瀬戸に面した兄島陸岸の西端 オ 次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた区域 (ア) 宮の浜東側岬の北端 (イ) (ア)の点から四十二度百五十メートルの点 (ウ) 父島潮早崎北端から零度五十メートルの点 (エ) 父島潮早崎北端	第一種共同漁業	いせえび漁業 しゃこがい漁業 すじいがい漁業 くもがい漁業 ほらがい漁業 たけのこがい漁業 たからがい漁業（はちちょうだから、ほしだから及びうみうさぎ） しらひげうに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小笠原村父島	なし
共第67号	小笠原島漁業協同組合	小笠原村弟島、兄島及び父島地先	小笠原村孫島、弟島、兄島、西島、東島、父島及び南島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	たかべ(うめいろ)寄せ網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小笠原村父島	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
共第68号	小笠原母島漁業協同組合	小笠原村母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島地先	小笠原村母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島周囲最大高潮時海岸線（以下第七において「陸岸」という。）と同線から沖合二百メートルの線によって囲まれた区域のうち次に掲げる区域を除いた区域 ア 次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた区域 (ア) 母島沖の浜北側の岬南端 (イ) (ア)の点から二百二十八度（真方位による。以下同じ。）二百メートルの点 (ウ) 母島中岬南端から百八十度二百メートルの点 (エ) 母島中岬南端 イ 次の(ア)、(イ)及び(ウ)の点を順次結んだ線、(エ)及び(オ)の点を結んだ線並びに陸岸によって囲まれた区域 (ア) 平島北西側の岬北端 (イ) (ア)の点から三百二十一度五百メートルの点 (ウ) 二子島北端 (エ) 二子島南端	第一種共同漁業	いせえび漁業 しゃこがい漁業 すじがい漁業 くもがい漁業 ほらがい漁業 たけのこがい漁業 たからがい漁業（はちちようだから、ほしだから及びうみうさぎ） しらひげうに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小笠原村母島	なし
共第69号	小笠原母島漁業協同組合	小笠原村母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島地先	小笠原村母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	たかべ（うめいろ）寄せ網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小笠原村母島	なし
共第70号	小笠原島漁業協同組合 小笠原母島漁業協同組合	小笠原村北硫黄島地先	小笠原村北硫黄島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 まるさざえ漁業 しゃこがい漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上 同上	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小笠原村	なし
共第71号	小笠原島漁業協同組合 小笠原母島漁業協同組合	小笠原村北硫黄島地先	小笠原村北硫黄島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	たかべ（うめいろ）寄せ網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小笠原村	なし
共第72号	小笠原島漁業協同組合 小笠原母島漁業協同組合	小笠原村硫黄島地先	小笠原村硫黄島、監獄岩及び東岩周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 まるさざえ漁業 しゃこがい漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上 同上	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小笠原村	なし
共第73号	小笠原島漁業協同組合 小笠原母島漁業協同組合	小笠原村硫黄島地先	小笠原村硫黄島、監獄岩及び東岩周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	たかべ（うめいろ）寄せ網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小笠原村	なし
共第74号	小笠原島漁業協同組合 小笠原母島漁業協同組合	小笠原村南硫黄島地先	小笠原村南硫黄島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域	第一種共同漁業	いせえび漁業 まるさざえ漁業 しゃこがい漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 同上 同上 同上	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小笠原村	なし
共第75号	小笠原島漁業協同組合 小笠原母島漁業協同組合	小笠原村南硫黄島地先	小笠原村南硫黄島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域	第二種共同漁業	たかべ（うめいろ）寄せ網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	小笠原村	なし